

千葉市病院局の職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年11月30日

千葉市病院事業管理者 寺 井 勝

千葉市病院局規程第15号

千葉市病院局の職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程
(千葉市病院局の職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 千葉市病院局の職員の給与に関する規程(平成23年病院局規程第19号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

別表第9病院局医療職給料表(1)の適用を受ける職の部職務の級が2級の職(管理者が別に定めるものに限る。)の項を削り、同部職務の級が2級の職(前項の職を除く。)の項を削り、同表病院局医療職給料表(2)の適用を受ける職の部職務の級が4級の職のうち課長の職の項を削り、同表病院局医療職給料表(3)の適用を受ける職の部職務の級が5級の職のうち看護部長の職の項を削る。

第2条 千葉市病院局の職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(千葉市病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程の一部改正)

第3条 千葉市病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程(令和2年千葉市病院局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和3年4月1日から施行する。